

一般社団法人りむすび 親子交流支援合意書

第1 はじめに（ご利用の条件）

1 一般社団法人りむすび（以下「りむすび」といいます。）は、親子交流は親子が良好な関係を築き続けるための大切な機会であり、お子様の健やかな成長のために親同士が争わず協力し合うことが必要であるとの理念の下に、親子交流支援を行います。りむすびの理念に賛同・共鳴できない方や、真に支援を希望されない方に対する親子交流支援は行っておりません。

2 りむすびが行う支援は、親子交流（共同養育）が実現したり、あるいは、父親又は母親が満足する結果となることを保証するものではありません。親子交流は父母の責任において行う事を確認します。

3 りむすびは、父親又は母親のいずれにも与するものではない中立的な立場に立って親子交流支援を行います。したがって、一方親のご意向に拘束されるものではありません。また、そのご意向に従って行動すべき義務を負うものではありません。加えて、弁護士法72条（非弁行為の禁止）に違反する疑いがあると判断される行為（一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等）は一切行うことができません。

以上の事を十分にご理解頂けた場合に限り、以下の約定に従い、親子交流支援の手続を行います。

第2 りむすび親子交流支援の契約内容

1 父親及び母親は、りむすびに対し、親子交流支援に関するサービスを依頼し、りむすびはこれを受任します。

2 本サービスの内容としては、主として、①事前面談 ②日程・場所等の調整 ③付添支援又は引渡支援 ④経過面談 ⑤随時面談を提供致します。

3 父親又は母親は、りむすびに対して、面談料、親子交流支援料、連絡仲介費用等を支払います。金額は、りむすびホームページ記載のとおりです。（<https://www.rimusubi.com/menkai>）

第3 りむすび親子交流支援ご利用にあたっての注意点

1 りむすびは、父親及び母親の双方からの依頼があった場合に、離れて暮らす親と子の親子交流支援を行います。

2 りむすびが親子交流支援を行うか否かは、りむすびが独自に判断致します。従いまして、たとえ公正証書・調停調書・審判書等において、りむすびの利用が記載されている場合であっても、親子交流支援をお断りする場合があります。

3 親子交流支援は、協議書・公正証書・調停調書等において、親子交流に関する条件が定まっている場合にのみ行います。少なくとも以下についての合意のない場合は、親子交流支援を行うことはできません。

記

① りむすびの親子交流支援を利用すること

② 親子交流の頻度（例：月○回等）

③ 親子交流の実施時間（例：1回○時間、あるいは○時～○時まで等）

④ 親子交流支援の方法（「引き渡し型」又は「付き添い型」いずれか）

⑤ 費用負担（例：折半、父親○割、母親○割負担等）

4 親子交流の条件（頻度、実施時間、交流方法等）の変更等にかかる双方の交渉事に、りむすびは一切関与致しません。

第4 りむすび親子交流支援ご利用の流れ

1 事前面談の実施

親子交流支援を開始する前に、まず、りむすびの担当者が、父親、母親、子どものそれぞれと適宜の方法により、面談を行います。面談それ自体につき、親子交流支援料とは別途、面談料が発生致します。この面談の結果、依頼者の意思如何に関わらず、りむすびの判断により、親子交流支援をお断りすることがあります。その場合も実施済の面談に関する面談料は返還されません。

2 合意書への署名

父親及び母親には本合意書の内容を十分ご理解頂き、ご納得した上で、遵守することができるという場合にご署名いただきます。父親、母親の双方の各合意書へのご署名をもって、親子交流支援の開始が可能となります。

3 親子交流の日程・場所・交流方法等の事前調整等

(1) りむすびとの連絡は、原則メールで行うこととします。

(2) 親子交流支援料のうち連絡仲介費用は、調整を開始した時点で発生します。日時・場所・交流方法等の調整後、同日の親子交流がキャンセルになった場合も、連絡仲介費用は返還されません。

(3) 原則として、子どもと同居する親より候補日時・場所をご提案いただき、そのご提案を踏まえて、離れて暮らす親と、りむすびとで調整し決定いたします。

(4) 日時・場所・交流方法については、遅くとも、親子交流予定日の一週間前までを確定の期限とします。

(5) 連絡仲介におけるメールのやり取りは、3往復程度を限度とし、その範囲で確定できるよう父母双方が努めるものとします。4往復目からは、追加して(面談料・親子交流支援費用とは別に)連絡仲介費用が発生し、親子交流支援費用の負担割合に準じてお支払い頂きます。

(6) りむすびにてメールを受信後、返信までに中1日を要することがあります。至急の連絡仲介は致しかねます。

(7) 日時・場所・交流方法等の調整後、同日の親子交流がキャンセルになった場合は、キャンセルした親は、3日以内に代替日をご提示ください。

(8) 以下の場合、それ以降の支援を打ち切ることがありますのでご注意ください。

記

①親子交流予定日の一週間前までに日程・場所・交流方法等を確定できない場合

②4往復目以降追加となった連絡仲介費用をお支払いいただけない場合

③キャンセルした親より3日以内に代替日をご提示いただけない場合

4 親子交流当日の実施について

(1) 時間厳守について

ア 親子交流当日は時間厳守にてお願いします。父親又は母親のいずれが遅刻されても、遅刻の理由の如何を問わず、終了時間の延長は行いません。

イ 下記工の場合を除き、親子交流支援当日に遅刻等により予定よりも全体の時間が短縮される結果となった場合にも、親子交流支援料の返金は行いません。

ウ 公共交通機関の遅延等ご利用者の都合に限らず親子交流支援が延長した場合は延長料が発生します。

エ りむすびの故意又は重過失により開始時間が遅延した場合に限り、遅刻した時間分を延長します。延長することが困難な状況の場合、遅刻した時間分に対応する費用を返金します。

(2) 父親及び母親は、親子交流の実施に際し、子どもが安心して過ごせるように、また、親子交流当日の支援スタッフ付き添い時に混乱を招くことのないように、以下の事項を遵守するものとします。なお、りむすびが遵守させる義務を負うものではありません。

ア 父母双方とも子どもに生活の様子や他方親の生活のことを聞くなどして詮索しない。

イ 父母双方とも、他方親の悪口を言わない。

ウ 親子交流中、子どもに対し内緒話を強いない。

エ 父親及び母親は、双方とも、りむすび担当者に対して、分別・気遣い等の節度ある態度を保持するとともに、子どもが安心して過ごせるような雰囲気作りに協力する。

オ 親子交流時に撮影した写真や動画を公表等したり、裁判等で使用しない。

カ 親子交流中に子どもにプレゼントを渡したり、買い物をしたり、次回以降の行き先などを約束する場合は、事前に、同居の親との間で情報共有をする。

キ 親子交流中、交流する親以外の者が親子交流の場に同席する場合は、事前に同居の親との間で情報共有をする。

* 力またはキについて

・ 1往復を限度として、伝言・伝達(メール転送)にて情報共有します。他方親の返事は求めませんし、また、返事を保証するものではありません。

・ 予め別段の合意のある場合はそれを優先します。りむすびが交渉・説得等を行うことは一切できません。

・ 親子交流予定日の一週間時点で双方意見の対立がある場合、それ以降の支援を打ち切ることがありますのでご注意ください。

(3) 付き添い支援の場合に発生する、りむすび支援スタッフの諸費用(入園料・飲食店入店のために必要な飲食代・交通費等)は、事前にご連絡のない場合、親子交流を行う親にお支払い頂きます。その負担割合について、予め別段の合意のある場合はそれを優先しますので、事前にご連絡ください。

(4) 上記(2)及び(3)が遵守されないとりむすびが判断した場合、親子交流を中断・中止したり、以後の親子交流支援を打ち切ることがあります。

(5) アレルギーについて

ア 同居の親は子どもの食物アレルギーについて、親子交流支援の都度、事前に情報共有ください。りむすびより親子交流を行う親にメール転送にて伝達致します。親子交流を行う親はご自身の責任でご注意・ご配慮をお願いします。

イ 親子交流中の飲食物については親子交流後速やかに情報共有ください。りむすびより同居の親にメール転送にて伝達致します。

(6) 長時間の付き添い支援の際、支援スタッフの手洗い使用時の対応については適宜ご相談とします。

(7) 付き添いの際の移動は原則公共交通機関を利用することとします。

(8) 付き添いの際の場所については、原則、人目のない密室等では行いません。

5 親子交流終了後について

(1) 親子交流終了後、交流時の子どもの様子を同居の親に対して報告し、次回への改善策へとつなげます。報告する内容はりむすびの判断によります。親子交流を行った親が予め取り決めのある親子交流条件を遵守しなかったか否かも報告内容に含まれます。父親及び母親は報告内容には一切、容喙できません。また、りむすびに対して、報告に関する説明を求めることもできません。

(2) 親子交流支援の継続等について、原則として、5回の親子交流支援を実施した頃を目途に面談を実施いたします(別途要面談料)。父親及び母親の面談料のご負担割合は、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準じるものとします。

面談は、親子交流支援を継続する上で必須の手続きとなります。面談に応じていただけない場合、又は面談の結果、以後の親子交流支援を打ち切ることがあります。その場合も実施済の面談料は返還されません。

(3) なお、父親及び母親自らの求めにより面談を希望する場合は随時受け付けます。その際の面談料は、別段の合意のない限り、面談を申し込む親が負担するものとします。

6 その他

(1) りむすびの担当者は変更になることもあります。その際、交通費出張費も変更になります。父親及び母親は、りむすびの担当者の変更に異議を述べることはできません。なお、りむすびの担当者を指名することはできません。

(2) 親子交流の日時・場所の調整以外の連絡仲介(伝達・転送)については親子交流支援料とは別に、連絡仲介費用が発生致します。当該費用の負担割合等は、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準ずるものとします。

(3) 上記(2)の連絡仲介においても、弁護士法72条(非弁行為の禁止)に違反する疑いがあると判断される行為(一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等)は一切行うことができません。そのため、りむすびが交渉事に発展する可能性がある連絡事項と判断した場合には、連絡仲介をお断り致します。

第5 親子交流支援開始後の一時中断・中止について

1 りむすびが、下記の事由に該当すると判断した場合は、親子交流を中止してお子様とともに同居の親の下に移動したり、同居の親に通告することがあります。また、必要に応じて警察に通報致します。

記

- ① 第4の4の(2)が遵守されないと、りむすびが判断した場合
- ② 親子交流中に事前の情報共有もなく想定外の場所に子どもを連れて行く、または連れて行こうとする行為
- ③ 人や物に対する威嚇、暴力、暴言があった場合 りむすびの助言を無視したり、反論等した場合
- ④ 円滑な親子交流を妨げる状況を作出したり、それを促進したりする行為
- ⑤ 親子交流に対する子どもの拒否反応が激しい場合
- ⑥ 親子交流中の子どもの体調不良や怪我
- ⑦ 天災、火災、停電、交通状況、気象の影響などにより支援を継続できない場合
- ⑧ その他、不測の事態により親子交流の継続が困難な場合

2 りむすびは、お子様の心身の安全確保および児童虐待防止法等の法令に基づき、関係機関(児童相談所や市区町村等の公的機関)への相談・通告・情報提供を行う場合があります。これらは法令に基づく対応であり、りむすびの個人情報保護方針の対象外であり利用者の同意を得ることなく行います。なお、当該機関への情報提供や相談の有無、その詳細や経緯等の確認・お問い合わせには、守秘義務および個人情報保護の観点から一切お答えいたしかねます。

3 開始した親子交流支援が上記1の事由により一時中断・中止をし、予定よりも全体の時間が短縮される結果となった場合にも、交通費も含めたすべての費用の返金はいりません。

4 上記1に該当する場合、以後の親子交流支援を打ち切ることがあります。

第6 お支払い・キャンセルポリシー

1 面談料・親子交流支援料は、りむすびホームページに記載のとおりです。

(<https://www.rimusubi.com/menkai>)

- 2 費用負担（例：折半、父親〇割、母親〇割負担等）を予めお知らせください。
- 3 お支払いは親子交流実施日の3日前迄に、下記口座にお振込にてお願いいたします（振込手数料はご負担ください。）。

記

銀行名 ゆうちよ銀行 / 記号 10160 / 番号 74274561 / 名義 シヤ)リムスビ

- 4 理由の如何を問わず、面談料・親子交流支援料の免除や減額のご希望には一切応じることはできません。
- 5 親子交流（共同養育）が実現できない場合であったとしても、実施済の面談料、親子交流支援費用、連絡仲介費用は理由の如何を問わず返還することはできません。
- 6 キャンセルについて
(1) 子どもの体調などやむを得ない事情を除き、原則として、キャンセルは不可です。第4の3の(7)に則って代替日を設定することを前提とします。
(2) 代替日の調整まで2往復を限度として当初予定していた親子交流の連絡仲介の範囲で対応します。代替日調整に関して3往復目からは、追加して連絡仲介費用が発生し、親子交流支援費用の負担割合に準じてお支払い頂きます。追加となった連絡仲介費用をお支払いいただけない場合はそれ以降の支援を打ち切ることがありますのでご注意ください。
(3) 代替日を設定した場合にも、予定されていた日時での親子交流支援のキャンセルについて、理由の如何を問わず、全てキャンセル料が発生します。
(4) キャンセル料は、以下のとおり、親子交流支援費用及び出張費（いずれも税込）に対して発生します。無断キャンセルの場合は支援スタッフの交通費もご負担いただきます。

記

3日前迄：無料、2日前迄：30%、1日前：50%、当日（開始前）：100%

- (5) 父親及び母親のキャンセル料の負担割合は、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準ずるものとします。キャンセル料の負担割合に関してりむすびは交渉・説得等は一切致しません。
- (6) キャンセル料をお支払い頂けない場合、以後の親子交流支援を打ち切ることがあります。
- (7) キャンセル料は、親子交流支援費用の振込先と同じ口座に振り込む方法によってお支払い下さい。その際の振込手数料及び、キャンセルにより振込済の料金より返金が生じる場合の振込手数料、いずれもご依頼人さまご負担となります。

第7 禁止事項

- 1 以下の行為を禁止致します。
(1) りむすび（担当者も含めて）に対する誹謗中傷等を行うことは、自ら又は第三者を利用するか否かを問わず、また、その方法の如何を問わず、一切禁止します。事案によっては、法的措置を執ることもあり得ます。
(2) りむすび（担当者も含めて）との遣り取り一切（口頭・書面・メール等）につき、第三者に口外したり、SNSへ投稿したり、インターネット上に掲示する等により外部へ開示することは理由の如何を問わず一切禁止します。法的手続きを含めた係争において利用することも一切禁止します。
(3) 本サービスの利用または提供の妨げになると、りむすびが判断する行為を禁止します。
(4) その他、りむすびが不適当と判断した行為を禁止します。
- 2 上記1の禁止事項のいずれかに違反した場合は、以後の親子交流支援を打ち切ることがあります。

第8 利用の終了

りむすびは、下記の場合に、依頼者に特に催告することなく、一方的に親子交流支援を打ち切ることができるものとします。

その場合は、依頼者にその旨を通知します。当該通知は、依頼者が届け出たメールアドレスにメールを送信すれば足りるとします。

親子交流支援を打ち切った場合でも、既に提供済みのサービスに対する利用料金を免除・減額・返金等致しません。上記打ち切りの通知後のお問い合わせは一切お控え下さい。たとえお問い合わせ頂いたとしても回答致しません。

記

- ① りむすびの理念を理解せず、りむすびの職務上の自由と独立を侵害するような行為をなした場合
- ② 支払い義務のある親子交流支援料・連絡仲介料・キャンセル料を期限までに支払わない場合
- ③ りむすびと一方親との間の支援が終了した場合（他方親との間の支援も終了となります）
- ④ りむすび（担当者も含めて）に対する誹謗中傷であると、りむすびが判断する行為を行った場合

- ⑤ りむすび（担当者も含めて）とのやり取りを第三者に口外したり、SNSへ投稿したり、インターネット上に掲示する等、外部に開示した場合
- ⑥ りむすび（担当者も含めて）に対して、不穏当、又は、不安を与える言動に及んだと、りむすびが判断した場合
- ⑦ りむすび（担当者も含めて）、一方親、又は、子どもの各利益や各権利を侵害するおそれのある言動に及んだと、りむすびが判断した場合
- ⑧ りむすび（担当者も含めて）に対し、弁護士法72条（非行為の禁止）に違反する疑いがあると判断される行為（一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等）を求める場合
- ⑨ 社会通念上、依頼者が許容される範囲を逸脱した言動に及んだと、りむすびが判断した場合
- ⑩ 依頼の目的や経緯または手段・方法において、りむすびとの信頼関係に影響を及ぼすような事情があることが判明した場合
- ⑪ 依頼者が虚偽の事実を述べ、又は、虚偽の書面や資料を提出・提示したと、りむすびが判断したとき
- ⑫ 求められた事項について依頼者が合理的理由なく説明せず、資料等を提出しないとき
- ⑬ 合理的理由なく依頼者と連絡が取れなくなったとき
- ⑭ 依頼者が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、または、これに準ずる者）、ないしは、これらの者と不適切な関係にある者であることが判明した場合
- ⑮ 依頼者が、自ら、又は、第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任の範疇を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力に及んだり、風説の流布・偽計・威力を用いた名誉毀損、信用毀損、業務妨害に及んだり、その他これらに準ずる行為に及んだ場合
- ⑯ そのほか、りむすび（担当者も含めて）との信頼関係を悪化させるような事態が発生したと、りむすびが判断した場合
- ⑰ 不可抗力により支援の継続が困難となった場合
- ⑱ 運用上または技術上の理由によりやも得ない場合
- ⑲ 本書の各条項において以後の親子交流支援を打ち切ることがあると規定されている場合

第9 免責事項

1 親子交流当日に行うりむすびの親子交流支援業務の内容は、子どもの引き渡しをすること、又は、親子交流する際に付き添うことです。

（1）りむすびは、親子交流を実現させる義務を負いません。親子交流が実現できなかった場合にも、りむすびは責任を負いません。また、親子交流が中断・中止された場合もりむすびは責任を負いません。

（2）りむすびは、父親及び母親に対して、親子交流の条件を遵守させる義務を負いません（但し、円滑な親子交流実現の観点から、父親及び母親に対して、りむすびが独自の判断で助言をすることはあり得ます。もっとも、父親及び母親に対する法的義務として助言する義務を負うものではありません。）。親子交流が、その条件どおりに実施されなかった場合も、りむすびは責任を負いません。

（3）親子交流中に、子どもの安全を配慮する義務を負うのは親子交流を行う親であり、

りむすびは、安全配慮義務を負いません。親子交流支援中にお子様へ事故が発生した場合、りむすびは責任を負いません。

2 親子交流支援に関するアプリ等のサービスを利用することにより損害が発生した場合、りむすびは、故意又は重過失のない限り責任を負いません。

3 親子交流支援の打ち切りにつき、父親及び母親は、りむすび（担当者も含めて）に対して損害賠償請求できないものとします。また、何らの異議やクレームを述べることもできないものとします。

第10 制限事項

1 りむすび（担当者も含めて）は、裁判所によるいかなる調査や手続き（調停・審判・訴訟）にも、一切、協力できません。資料を提出することもできません。また、依頼者やその代理人（弁護士も含めて）に対しても、何らの協力（資料・情報等の提供も含めて）もできません。

2 りむすびが弁護士法72条（非行為の禁止）に違反する疑いがあると判断される行為（一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等）は一切行うことができません。

第11 利用規約、個人情報保護方針

・ 以下をご確認いただき同意する場合はチェックしてください。

<http://www.rimusubi.com/kiyaku>

☐ 利用規約

☐ 個人情報保護方針

□カスタマーハラスメントに対応する基本方針

第 1 2 諸規定の変更

りむすびは、利用者の了承を得ることなく、ホームページで告知あるいはりむすびが適当と判断する方法で利用者に通知することにより、当合意書、利用規約、個人情報保護方針、料金表を随時変更できるものとします。この場合、利用条件は変更後の内容となります。

第 1 3 専属的裁判管轄

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きも含む）は、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記の内容を十分に理解し、納得した上で合意しました。

年 月 日

住所

氏名:

一般社団法人りむすび
東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2階
制定日 2017年10月17日
最終改定日2025年10月6日